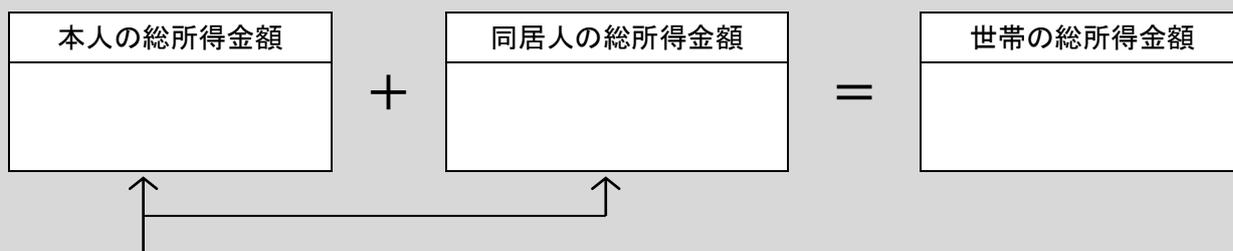


政令月収額の求め方

政令月収額は、次のように計算します。

- 1 入居しようとする人のうち収入のある人全員の総所得金額を合算し、世帯の所得金額を計算します。



各自の総所得金額 = 給与所得 + 事業所得 + 年金所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 配当所得
※1 ※2 ※3 ※4

※1 給与所得の金額

- (1) 前々年12月以前から現在まで引き続き勤務されている人は、前年分源泉徴収票の支払金額（税込）をP.3の給与所得計算表に当てはめて算出します。
- (2) 前年1月以降に就職または転職し、現在も引き続き勤務されている人は、次のとおり計算した支払金額をP.3の給与所得計算表に当てはめて算出します。

【前年1月末日までに就職または転職された人】

→就職した翌月から12ヵ月分の給与明細の控除前の支給額から交通費を除いた額を合計したものを支払金額とします。

【前年2月以降に就職または就職された人】

→1年間の支払金額を推定して計算します。計算方法は次のとおりです。

年間支払金額(推定) = 1ヶ月平均収入金額 × 12ヵ月 + 推定賞与(ボーナス)等
※1ヶ月平均収入金額は、就労開始月やボーナスを除いて算出してください。

※2 事業所得の金額

- (1) 前々年12月以前から現在まで引き続き事業をされている人は、前年分の収入金額から必要経費を除いた金額（確定申告額）が事業所得金額となります。
- (2) 前年1月以降に開業し、現在も引き続き事業をされている人の事業所得金額は、次のとおりです。

【前年 1 月末日までに開業された人】

→開業した月の翌月から 12 ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額を事業所得金額とします。

【前年 2 月以降に開業された人】

→1 年間の事業所得金額を推定して掲載します。

年間推定事業所得金額 = 1 ヶ月平均事業所得金額 × 12 ヶ月

※1 ヶ月平均事業所得金額は、開業した月を除いて算出してください。

※3 年金所得の金額

年金所得の人は、年金総支給額を P. 3 の年金所得（雑所得）計算表に当てはめて計算します。なお、障害年金や遺族年金など課税所得とならない年金収入は除いて計算してください。

※4 不動産所得の金額

売却益など一時的な所得は、除いてください。

2 1 で求めた「世帯の総所得額」から控除額を差し引き、12 ヶ月で割って政令月収額を算出します。

世帯の総所得金額	—	控除額合計金額（※5）	=	政令月収額
12				

※5 控除額合計額の算定方法

入居者のうち、P. 4 の控除額一覧表の「控除対象」に合致する人がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して控除額合計金額を求めてください。

【控除額算定上の留意点】

- (1) 控除額一覧表の 2～7 の控除は、所得税法上認定されている（市が発行する所得・課税証明書に記載がある）人に限ります。
- (2) 年齢は、募集期間末日現在の満年齢です。
- (3) 寡婦控除、ひとり親控除は、該当者の所得が控除額以上の場合は控除額、控除額以下の場合は、その所得額全額を控除します。該当者本人以外の所得から控除することはできません。

給与所得計算表

年間総収入(支払)金額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額 = 「0」 円
551,000 円以上～	1,619,000 円未満	支払金額 - 550,000 円 = 給与所得金額
1,619,000 円以上～	1,620,000 円未満	給与所得金額 = 「1,069,000」 円
1,620,000 円以上～	1,622,000 円未満	給与所得金額 = 「1,070,000」 円
1,622,000 円以上～	1,624,000 円未満	給与所得金額 = 「1,072,000」 円
1,624,000 円以上～	1,628,000 円未満	給与所得金額 = 「1,074,000」 円
1,628,000 円以上～	まず、次のとおり端数整理します。 ① 支払金額を 4,000 円で割り、小数点以下を切り捨てる。 ② ①で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 その後、右の算出式にあてはめてください。	左により端数 } 整理した金額 } $\times 0.6 + 100,000$ 円 = 給与所得金額
1,800,000 円未満		左により端数 } 整理した金額 } $\times 0.7 - 80,000$ 円 = 給与所得金額
1,800,000 円以上～		
3,600,000 円未満		
3,600,000 円以上～	6,600,000 円未満	
6,600,000 円以上～	8,500,000 円以下	支払金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 給与所得金額

年金所得(雑所得)計算表

年齢	年間総収入金額	年金所得(雑所得)金額の算出式
65 歳以上の 人	1,100,000 円以下	年金所得(雑所得)金額 = 「0」 円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円 = 年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円 = 年金所得(雑所得)金額
65 歳未満の 人	600,000 円以下	年金所得(雑所得)金額 = 「0」 円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 - 600,000 円 = 年金所得(雑所得)金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額 $\times 0.75 - 275,000$ 円 = 年金所得(雑所得)金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額 $\times 0.85 - 685,000$ 円 = 年金所得(雑所得)金額

控除額一覧表

控除対象		範 囲	控 除 額			
1	同居親族	申込住宅に同居する申込本人以外の人	38万円	×	人 = 万円	
2	同居しない扶養親族	申込住宅に同居しないが、所得税法上、扶養親族である人	38万円	×	人 = 万円	
特別控除対象者	3 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の人	10万円	×	人 = 万円	
	4 特定扶養親族	16歳以上23未満の扶養親族	25万円	×	人 = 万円	
	5 障害者	特別障害者 A	次の①～⑧のいずれかにあてはまる人（申込者または上記1、2の該当者） ① 心身喪失の状況にある人または精神保険指定医等の判定により知的障害者とされた人（このうち重度と判定された人は特別障害者） ② 精神に障害のある人で厚生労働大臣（知事）からその障害の程度が国民年金施行令別表（1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者）または厚生年金保険法施行令表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人 ③ 障害者手帳の交付を受けている人（1～2級の人）は特別障害者） ④ 障害者の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている人（「A」の人は特別障害者） ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの人は特別障害者）	40万円	×	人 = 万円
			特別障害者 B	⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている人（重度の障害とされている人は特別障害者） ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人（重度の障害とされている人は特別障害者） ⑧ 65歳以上でその障害が①または③と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた人（①または③の特別障害者と同程度の時は特別障害者）		
	6 寡婦	申込本人または同居親族で次のア又はイに該当する人のうち「7 ひとり親」に該当しない人。ただし、事実婚と同様の事情にあると認められる場合を除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の人。 イ 夫と死別してから婚姻していない人、又は夫の生死が不明である人で、年間の所得の見積額が500万円以下の人。（扶養親族なくても可）	27万円	×	人 = 万円	
7 ひとり親	申込本人又は同居親族で次のア～エすべてに該当する人。 ア 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が不明であること。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 ウ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間所得の見積額が48万円を超える子は除かれます。）がいること。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下であること	35万円	×	人 = 万円		
8	給与所得者、公的年金等所得者		10万円	×	人 = 万円	

※年齢は、募集期間末日時点の満年齢です。

※6寡婦・7ひとり親控除は、所得が控除額以下の場合、所得額全額を控除します。

※8給与所得者・公的年金等所得者は、所得金額が10万円未満の場合はその金額。

裁量階層世帯について

裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯のことです。

1. 申し込み者が満60歳以上で、かつ、申し込み者を除く入居しようとする人のいずれもが満60歳以上または満18歳未満の人である場合
※年齢は、募集期間末日現在の満年齢です。
2. 入居する人の中に、次の①～⑩のいずれかに該当する人がいる場合
 - ① 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある人
 - ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障害のある人
 - ③ 障害の程度欄が「A」から「B2」までの療育手帳の交付を受けている人
 - ④ 障害基礎(国民)年金及び障害厚生年金の1級又は2級の障害のある人
 - ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は、同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある人
 - ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人
 - ⑦ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した人)で日本に引き揚げた日から5年未満の人
 - ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する「ハンセン病療養所入所者等」に該当する人
 - ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当する人
 - (ア)配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない人
 - (イ)配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない人
 - ⑩ 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである人
3. 同居者に小学校就学前の子供のいる世帯